

栃木県飼養衛生管理指導等計画

令和3(2021)年10月1日
栃木県公表

はじめに

1 計画の位置づけ

本計画は、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第12条の3の4に基づき栃木県飼養衛生管理指導等計画を定めるものである。

2 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度とする。

第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

第1節 栃木県の畜産業及び家畜衛生の現状

1 飼養状況

令和2(2020)年2月1日現在の県内の畜産農家戸数及び家畜の飼養頭羽数は、乳用牛615戸・54,500頭、肉用牛784戸・83,100頭、豚144戸・398,200頭、採卵鶏272戸・6,986千羽となっている。また、令和元年の農業産出額は、乳用牛の第2位(437億円)をはじめ、肉用牛が第9位(228億円)、畜産全体が第7位(1,156億円)と全国上位に位置し、本県は国内有数の畜産県である。

各畜種とも、飼養戸数は減少を続けている一方、乳用牛や肉用牛の飼養頭数はほぼ横ばい、豚と採卵鶏の飼養頭羽数は増加傾向にある。

本県畜産業及び家畜衛生上の課題に対応するため、県及び市町、農業協同組合等の生産者団体等は、相互に連携を図り、協働して畜産経営及び家畜衛生対策に当たっている。

2 飼養衛生管理基準の遵守状況

大規模農場^{*1}においては飼養衛生管理基準の遵守が進む一方、多数を占める中小規模農場^{*2}では、高齢化や労働力不足等から、飼養衛生管理基準の遵守が十分とは言えない事例が散見される。特に、中規模の牛飼養農場においては、下表のとおり、車両消毒や立入者の記録等の遵守率がやや低い傾向にある。また、衛生管理区域に立ち入る際の交差汚染防止対策等、令和2(2020)年6月30日以降に新たに施行された項目については、大及び中規模の豚飼養農場、並びに中規模の鶏飼養農場で遵守率が低いことが確認されており、重点的に指導する必要がある。

更に、中規模及び大規模農場においては、外国人を含めた従業員の雇用が増加していることから、家畜の飼養を行う全ての者が飼養衛生管理基準を遵守できるよう、家畜の所有者が選任した飼養衛生管理者を通じて、教育及び訓練を行う必要がある。

飼料会社、死亡獣畜運搬業者、動物用医薬品販売業者等、衛生管理区域に出入りする関連事業者の活動範囲は、広域化していることから、ひとたび疾病が発生した際には広域的な感染拡大のリスクがある。また、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のためには、

施設又は設備の施工業者、水道、電気、ガス等の管理業者、郵便業者、宅配業者等の協力も不可欠だが、当該関係者に防疫対策に関する正しい理解が浸透しているとは言い難い。

※1大規模農場

- 牛・乳用種雄及び交雑種（肥育牛）17か月齢以上 } 200頭以上
- ・その他の牛 24か月齢以上
- ・4か月齢以上満24か月齢未満の乳用牛・和牛等 } 3,000頭以上
- ・4か月齢以上満17か月齢未満の乳用種の雄牛・交雑種の牛 }

水牛、馬：200頭

鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし：3,000頭

鶏、うずら：10万羽

(家伝法施行規則第21条の2の8)

※2小規模農場

- ・牛、水牛、馬：1頭
- ・鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし：6頭未満
- ・鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥：100羽未満
- ・だちょう：10羽未満

中規模農場

大規模農場、小規模農場以外

牛飼養農場で遵守率が低い項目（令和3(2021)年3月31日現在）

項目	乳用牛飼養農場の遵守率		肉用牛飼養農場の遵守率	
	大規模	中規模	大規模	中規模
車両消毒	95%	43%	84%	44%
野生動物対策	95%	81%	95%	91%
立入者の記録と保存	77%	50%	55%	45%

豚飼養農場で遵守率が低い項目（令和3(2021)年8月31日現在）

項目	遵守率	
	大規模	中規模
豚舎専用の作業着への更衣、長靴の交換	30%	27%
豚舎専用の手袋への交換、手指消毒	59%	66%
豚舎間を移動する際に使用する通路・ケージの洗浄・消毒	93%	81%
豚舎に入る給餌車などの機具機材の消毒	89%	81%
防鳥ネットの設置（豚舎、堆肥舎、飼料庫、死体保管庫）	69%	81%

防護柵の設置及び除草・不要物の撤去	81%	94%
豚舎等の破損の修繕	100%	95%
ねずみ及び害虫の駆除	100%	98%

鶏飼養農場で遵守率が低い項目（令和2（2020）年11月30日現在）

項目	採卵鶏		肉用鶏	
	大規模	中規模	大規模	中規模
衛生管理区域に立ち入る際の交差汚染防止対策	100%	35%	—	17%
車内での交差汚染防止対策	100%	22%	—	8%
家畜・堆肥搬出時の交差汚染防止対策	90%	34%	—	25%

3 近年の動向

(1) 労働力

少子高齢化により労働力人口の減少が見込まれる中、本県においても、高齢化や後継者不在による離農がみられる。生産現場では、労働力不足を補うため外国人労働者の雇用や、労働負担軽減のためのヘルパーやキャトルブリーディングセンター等外部支援組織の役割が一層重要性を増している。

(2) 生産費

飼料価格の高止まり、肥育素牛及び繁殖素牛の価格高騰が続いており、生産費増加の要因となっている。また、TPP11 や日米貿易協定などの発効等による国際化、世界的な穀物需給のひっ迫、気候変動等が畜産物価格や飼料原料価格に影響する可能性が懸念される。これらのことから、生産基盤の強化による、飼料自給率や生産性の向上が求められている。特に、生産費の多くを占める飼料費の削減は大きな課題であり、本県においても、これまで自給飼料増産や県内公共牧場の利用推進を図ってきた。

(3) 畜産物の流通

県内の食肉処理施設は、令和2（2020）年4月から稼働を開始した新たな食肉センター1カ所に統合され、高度な衛生管理による食肉の高付加価値と更なる安定供給、流通の合理化が図られている。一方、牛、豚ともに県外の食肉処理施設へ出荷される頭数も少なくない。

第2節 家畜の伝染性疾患の発生状況及び家畜衛生上の課題

1 家畜の伝染性疾患の発生状況

平成30（2018）年9月に岐阜県の養豚場等で豚熱の発生が確認された後、周辺県に拡大した。令和2年11月には本県県北地域において豚熱陽性の野生いのししが確認され、令和3年4月、県内飼養豚における発生があった。現在も野生いのししの陽性確認が頻発しており、発生リスクは高い状況である。

高病原性及び低病原性鳥インフルエンザについては、例年、渡り鳥が国内に滞在する時期に全国各地で死亡野鳥等から本病ウイルスが検出されており、令和3（2021）年3月には県内初となる養鶏場での発生が確認された。

牛においても、県内では特定家畜伝染病の発生はないが、ヨーネ病、牛伝染性リンパ腫（以下「EBL」という。）、牛ウイルス性下痢（以下「BVD」という。）の他、サルモネラ症も散発的に発生が確認されている。

豚流行性下痢（以下「PED」という。）は、令和元(2019)年以降、本県では発生していない。

県内における主な監視伝染病の発生頭数

年次	H27	H28	H29	H30	R1	R2
ヨーネ病	7	14	13	7	9	12
EBL	115	99	148	166	168	94
BVD	0	1	5	5	8	15
サルモネラ症（牛）	0	9	0	11	24	0
PED	5	8	5	10	0	0

2 疾病ごとの家畜衛生上の課題

畜種	家畜の伝染性疾病の発生状況	家畜衛生上の課題
牛及び水牛	<p>【ヨーネ病】 法5条に基づく検査や清浄性確認検査において、複数頭の摘発が継続している。</p> <p>【EBL】 発生頭数は年々増加しており、多くはと畜場の食肉衛生検査による摘発。</p> <p>【BVD】 新生子牛検査や、持続感染牛摘発農場における清浄性確認検査での摘発が増加している。</p>	<p>大規模農場において、陽性牛を的確に摘発するための検査技術や検査体制の整備。</p> <p>分離飼育等の感染防止対策に要する飼養場所の確保や作業負担の増加。陰性の更新牛確保。</p> <p>持続感染牛を摘発するための検査体制の維持。持続感染牛の淘汰の必要性に対する理解醸成。</p>
豚及びいのしし（以下「豚等」という。）	<p>【豚熱】 令和2（2020）年11月以降、陽性の野生いのししが確認されている。令和3（2021）年4月に飼養豚で発生し、その後も野生いのししで陽性が確認されている。</p> <p>【PRRS】 発生頭数は少ないが、抗体検査等により広く浸潤が確認されている。</p>	<p>飼養豚等に対してワクチンを適期に接種する体制、飼養衛生管理基準の遵守等ウイルス侵入防止対策、経口ワクチン散布等の野生イノシシ対策の継続、強化。</p> <p>農場ごとの感染動態の把握と、農場に適した清浄化対策の立案。</p>

家きん	<p>【高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ】</p> <p>県内の家きんでは令和3(2021)年3月に発生しており、野鳥でも感染が確認されている。</p> <p>【鶏伝染性気管支炎】</p> <p>散発的な発生が確認されている。</p>	<p>渡り鳥の飛来シーズンにおける飼養衛生管理基準の徹底。</p> <p>ウイルスの抗原性が多様であり、ワクチンのみでは予防対策が困難。</p>
-----	---	--

第3節 各主体の役割

令和2(2020)年4月の家畜伝染病予防法改正により、家畜の所有者、国、地方公共団体、関連事業者の責務が明記されたところであり、以下の認識を県、市町、関連事業者、生産者団体、獣医師が共有し、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止に取り組む必要がある。

また、家畜の所有者及び法第12条の3の2に基づき選任された飼養衛生管理者（以下「家畜の所有者等」という。）に対して指導を行う、県、市町及び生産者団体は、相互に連携を図りながら、正しい知識の普及、情報の収集及び提供、人材の育成及び確保、迅速かつ的確な連絡体制の整備のため、協働体制の構築に取り組むことが重要である。

1 家畜の所有者等

法第2条の2において、家畜の所有者は、「その飼養している家畜につき家畜の伝染性疾病の発生を予防し、当該家畜に起因する家畜の伝染性疾病のまん延を防止することについて第一義的責任を有している」と規定されていることを踏まえ、家畜の所有者等は、飼養衛生管理上の基本的備えとして、以下の取組を実践することが特に重要である。

【必ず実施すべき事項】

- ① 家畜防疫員や獣医師等の家畜の伝染性疾病予防に係る専門家の意見を反映させた飼養衛生管理マニュアルを作成し、衛生管理区域に立ち入る全ての従事者等（衛生管理区域において当該家畜の飼養を行う者その他当該衛生管理区域に出入りする者をいう。以下同じ。）が当該マニュアルの内容を遵守するよう看板の設置その他の必要な措置を講ずる。
- ② 従業員（食品等の輸入が多い国の外国人労働者を含む）に対して、畜産物の輸入規制の遵守や異常家畜の発見時の早期通報を徹底させる。
- ③ 従事者等以外の者が衛生管理区域内へ立ち入らないよう、境界の明確化及び侵入防止対策を講ずるとともに、立ち入った者の管理台帳への記録を確実に実施させる。
- ④ 衛生管理区域に出入りする者に対し、衛生管理区域の出入口において、衛生管理区域専用の衣類及び靴への更衣、手指の洗浄及び消毒等を確実に実施させる。
- ⑤ 衛生管理区域に車両を出し入れする者に対し、衛生管理区域の出入口において、車両の消毒と、車内における交差汚染防止対策を徹底させる。
- ⑥ 畜舎等の出入口において、畜種ごとの飼養衛生管理基準の規定に応じた畜舎等専用の衣服及び靴への更衣、並びに手指の洗浄及び消毒等を確実に実施させる。

- ⑦ 不要なものを処分し、衛生管理区域内を整理整頓させる。
- ⑧ 家伝法第 21 条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地（以下、埋却地）又は焼却施設の確保、事前の住民の理解の醸成等の対応を徹底する。
- ⑨ 大規模農場において、畜舎毎に衛生管理者を配置する。
（1人で複数の畜舎を管理する場合の1人あたりの管理上限は、牛200頭、豚3,000頭、鶏10万羽とする）
- ⑩ 大規模農場において、特定家畜伝染病発生時の対応計画を策定する。

【実施が推奨される事項】

- ① メールアドレスの取得並びにインターネットの接続環境及び閲覧機器を確保し、国及び県から発信される家畜衛生に関する情報を随時把握できる環境を整備する。なお、環境が整備されるまでの間は、FAX等による代用も可とする。
- ② 家畜の伝染性疾病の発生リスクが高まった場合に農場が実施すべき対応を想定し、衛生管理区域において当該家畜の飼養を行う全従業員で平常時から訓練しておく。

2 県

県は、家畜の所有者等及び関連事業者に対し、家畜ごとに定められた飼養衛生管理基準の内容の普及を図るとともに、家畜を飼養する農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を把握し、遵守が不十分であると認められた場合には、指導を行う。加えて、平常時から家畜の所有者等との連携体制を確保し、疾病発生時の対応の周知に努めるとともに、現場に効果的かつ効率的に飼養衛生管理基準の再徹底を指導できる体制の整備に努める。

また、市町、関連事業者、生産者団体、管理獣医師及び診療獣医師（以下「獣医師等」という。）と協力して、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に向けた事前対応型の防疫体制の整備に努める。

県は、家畜の所有者が埋却地を確実に確保するよう指導する。埋却地は、所有する家畜をすべて埋却できる面積及び適地性を備えたものとする。また、農場近接地での確保が望ましいが、農場近接地に確保できない場合には、家畜等を家畜防疫上必要な措置を講じた上で運搬可能な範囲（県内を目安とする）において埋却可能な土地を確保するよう指導する。指導に当たっては、市町や生産者団体から土地情報の提供などの協力が得られるよう依頼する。確保した埋却地によっては、地域間の移動等が必要となるため、円滑に運搬や埋却作業が行えるよう地域の協議会等を活用し、情報の共有化や理解醸成を図る。なお、家畜の所有者に対し、埋却地の確保に関する周辺住民の理解を醸成するよう指導し、場合によっては土地利用に関する周辺住民への説明を共同して行う。

家畜の所有者が埋却地確保に時間を要する場合には、確保されるまでの緊急避難的な対応として、レンダリングや、焼却による処理が可能となるよう処理業者や市町等との事前調整を行う。また万一の場合に備え、家畜の所有者を特定しない埋却地を市町の協力を得て、公有地等で一定程度確保できるよう検討するなど、速やかな封じ込めの確実な実施に向けた体制を整備する。

3 市町及び生産者団体

市町及び生産者団体は、家畜の所有者等との関係構築に努め、最新の家畜衛生に関する情報の共有及び家畜の飼養農場に関する情報の収集を行う体制の整備に努める。また、家畜の所有者が行う埋却地の確保に際して、土地情報の提供や近隣住民の理解醸成に努める。

4 獣医師等

獣医師等は、飼養衛生管理基準の遵守指導の手引き等を活用して、指導力の強化に取り組むとともに、家畜の伝染性疾病に関する十分な知識を修得するよう努める。

5 関連事業者

家畜の伝染性疾病の病原体は、一般に目に見えず感染した動物も明確な症状を呈するとは限らないこと、わずかな数でも感染が成立すること等から人の出入りと病原体の侵入との因果関係が把握されにくいという認識のもと、それぞれの事業活動に伴う病原体の拡散防止に努めるとともに、国や地方公共団体が実施する家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のための施策に協力する。

第4節 指導等の実施に関する基本的な方向

1 指導等に関する基本的な方向

(1) 飼養衛生管理基準の遵守

飼養衛生管理基準は、全ての家畜の所有者が守るべき家畜の飼養に係る衛生管理の基準であることから、県は、市町、生産者団体等と協働し、家畜の所有者等が自主的にその遵守に努めることができるよう指導する。なお、各遵守項目については、飼養衛生管理基準の遵守指導の手引きを踏まえ、飼養規模や経営形態に応じた実効性のある指導を行う。また、家畜の所有者及び飼養衛生管理者等への情報を速やかに周知するため、メールアドレス等確実に連絡が取れる連絡先を聴取する。

(2) 生産性を阻害する疾病の低減

家畜の所有者等に対し、呼吸器病や下痢症、乳房炎等、出生率や増体率の低下併せて乳量・乳質の低下等の要因となる疾病に関する知識や理解の向上に努めるよう指導するとともに、被害低減のための対策を指導する。指導に際しては、診療記録、生産記録、病性鑑定成績、と畜場の検査成績等を総合的に勘案して衛生指導を行う。また、家畜の所有者等に対し、異状を呈する家畜を発見した場合は、獣医師等に自ら助言を求め、原因を追及するよう指導する。

(3) 動物用医薬品の適正な流通・使用と薬剤耐性に対する認識の向上

抗菌剤の不適切な使用によって発生・増加する薬剤耐性菌は、畜産分野において、家畜の治療を困難とするほか、食品を介して人へ伝播し、人の感染症の治療も困難とする恐れがあり、近年、国際的に、更なる対策強化が求められている。このような情勢を十分に認識し、県は国と連携し、販売業者、獣医師、家畜の所有者等の抗菌剤の慎重使用

に関する意識の向上を図り、抗菌剤を含む動物用医薬品の適正な流通・使用が図られるよう監視及び指導を徹底するよう努める。また、家畜の所有者等に対し、抗菌剤を含む要指示医薬品については、獣医師の指示に従い使用するよう指導を徹底する。

(4) 野生動物への対策強化

ア 市町及び生産者団体は、地域の関係者と協力し、野生動物における疾病の浸潤状況を確認するための検査のほか、食品残さ等を介した野生動物への感染を防止するためのゴミ箱や看板の設置等の適切な対策を総合的に推進する。

イ 家畜の所有者等は、農場内及びその周囲に野生動物が隠れる場所を無くすよう、飼養衛生管理区域周囲の除草その他の必要な措置を行うとともに、衛生管理区域並びに畜舎、飼料倉庫及び堆肥舎等の関連施設に野生動物が侵入しないよう、防護柵及び防鳥ネットの設置等、家畜の飼養農場が置かれた状況を踏まえた効果的な対策を取るよう指導する。

2 指導等の実施に関する基本的な方向

(1) 家畜の所有者等による自己点検

家畜と毎日接する飼養衛生管理者が、飼養する家畜の飼養衛生管理について少なくとも年1回以上の自己点検を行い、その結果を家畜の所有者と共有するよう指導する。また、自己点検にあたっては、法第12条の4による定期報告様式等を活用するとともに、農場ごとに作成された衛生管理マニュアル、飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを踏まえるよう指導する。

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認

原則、以下のア及びイにより飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。

なお、イについては、従前の遵守状況及び、指導等の経過等を考慮し、必ずしも家畜防疫員の指導等が必要ないと考えられる場合は、電話、写真、動画等又は市町、関連事業者、生産者団体及び獣医師等による農場立入時の情報収集に基づく確認に替えることができる。ただし、計画期間中、全ての農場に少なくとも1回は、家畜防疫員が立入りをを行う。

ア 家畜の所有者等が実施した自己点検結果

法第12条の4による定期報告等として県に提出する自己点検の結果を確認する。当該確認の結果、飼養衛生管理基準の遵守状況が著しく不十分である場合等、衛生管理の改善が必要と考えられる場合は、法第12条の5及び第12条の6の指導及び助言並びに勧告等を実施する。

特に全ての家きん飼養者及び飼養衛生管理者に対しては、毎年、高病原性鳥インフルエンザの発生シーズン前の9月頃頃から飼養衛生管理基準の遵守状況に関する自己点検を開始し、シーズン中は不遵守がなくなるまで毎月繰り返し行う（一斉点検）よう指導する。

イ 立入検査

国が示す様式を使用し、家畜防疫員が各農場に立入り遵守状況を確認する。

(3) 家畜防疫員以外の者の情報収集による遵守状況の確認

飼養衛生管理基準の遵守状況の確認のために、市町、関連事業者、生産者団体及び獣医師等、家畜防疫員以外の者から情報収集を行おうとする場合は、あらかじめ必要な知識・技術の習得・向上に関する研修等を実施するものとする。

なお、市町、関連事業者、生産者団体及び獣医師等は、情報収集の際、自己点検の方法等について、国又は県が作成するパンフレット等の必要な案内、進言等を行うことができる。

(4) 指導等

飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び指導等は、本指導計画により設定した優先事項等を踏まえて、計画的に実施するよう努めることとする。また、飼養衛生管理基準の遵守状況が著しく不十分である場合等、衛生管理の改善のために必要と認める場合は、法第12条の5及び12条の6の指導及び助言、更には勧告等を実施する。

(5) 優先指導事項等の変更

遵守状況の確認結果、家畜の伝染性疾病の発生状況、新たに優先的に指導等を行うべき家畜の種類、地域、項目等が判明した場合には、県は優先事項等を変更することができる。

(6) 家畜衛生に係る情報提供

家畜の所有者等への情報の周知にあたっては、各家畜保健衛生所が管内の家畜の所有者等の連絡先を聴取し、FAX、メール、巡回指導のほか、各地域の畜産振興協議会や生産者団体等の総会、研修会等の機会を活用する。

3 家畜の伝染性疾病の発生リスクが高まったときの指導に係る取組

周辺地域の農場や野生動物で家畜の伝染性疾病の感染が確認された場合等や大臣指定地域に指定された場合等に備え、平常時から、特定家畜伝染病防疫指針等を踏まえた対応や、飼養衛生管理基準に基づき大臣指定地域内の農場が実施すべき追加的取組について周知に努める。また、家畜の伝染性疾病の発生リスクが高まった際には、農場の立入検査又は電話等により飼養衛生管理基準の遵守状況を再確認するとともに、県内のその他の農場、関係機関、団体に対して速やかに情報共有を図る。

第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項

第1節 実施方針

県は、平常時から各家畜の飼養農場における衛生管理の状況に関する情報を収集するとともに、家畜の伝染性疾病の発生状況及び動向を把握するため、国が示す方針等に基づき全国的サーベイランスを実施する。

また、県内で課題となっている家畜の伝染性疾病については、地域的サーベイランスとして重点的に発生状況や動向を把握する。

第2節 家畜の飼養に係る衛生管理状況の把握

第1章の第3節の2の立入検査及びの定期報告等に基づく自己点検結果などから得られた情報を整理・分析し、家畜の飼養農場の衛生管理状況を把握する。

第3節 サーベイランス事業計画

1 計画の策定及び公表

家畜伝染病予防事業として実施する全国的サーベイランス及び地域的サーベイランスの実施計画を毎年作成し、公表する。

2 全国的サーベイランス

県は、家畜防疫対策要綱別記1「監視伝染病のサーベイランス対策指針」に基づき、毎年度国が示す方針に沿って、全国的サーベイランスを実施する。

3 地域的サーベイランス

EBL、BVD 及び PRRS の3つの慢性疾病については、特に重点的に地域的サーベイランスを実施し、流行状況等を調査する。

4 野生動物のサーベイランス

野生動物における伝染性疾病の浸潤状況を把握するため、市町及び関係部局等と連携して以下のサーベイランス検査を実施する。

(1) 豚熱及びアフリカ豚熱の浸潤状況調査

死亡又は捕獲いのししについて豚熱及びアフリカ豚熱の検査（豚熱については抗体検査及び遺伝子検査、アフリカ豚熱については遺伝子検査）を実施する。

(2) 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの浸潤状況調査

環境省が示す野鳥サーベイランスの対応レベルに沿って、死亡野鳥における鳥インフルエンザ検査を実施する。

(別添1「当該年度のサーベイランス計画」参照)

第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

第1節 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

1 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針

(1) 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底

家畜の伝染性疾病予防の専門家の意見を反映したマニュアルの作成を指導する。

本マニュアルは、図示や多言語化によって全従業員が理解できる表示形式とするとともに、従業員に対する講習会の開催頻度や、手順に沿った更衣・消毒ができていないかを事後確認するための入退場及び更衣・消毒の記録の方法についても併せて規定する。

(2) 埋却等に備えた措置

家畜の所有者が、所有する家畜をすべて埋却できる面積及び適地性を備えた埋却地を確実に確保するよう市町や生産者団体等の協力を得ながら指導する。家畜の所有者が埋却地確保に時間を要する場合には、確保されるまでの間の緊急避難的な対応として、代替方法を示すとともに、代替方法実施に必要な取組を行うよう指導する。

(3) 畜舎外での病原体による汚染防止

畜舎間で家畜を移動させる場合は、病原体の侵入を防止できる畜舎間通路、洗浄及び消毒済みのケージ、リフト等を使用するよう指導等を行う。

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項	指導等を実施する 目安の地域、時期等	主な実施の方法
牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊 (以下「牛等」という。)	<ul style="list-style-type: none"> 家畜の所有者の責務の徹底 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 衛生管理区域の適切な設定 記録の作成及び保管 衛生管理区域の出入口における車両の消毒 特定症状が確認された場合の早期通報 	地域：県内一円 時期：通年	資料送付、巡回時等の確認、指導
豚等	<ul style="list-style-type: none"> 家畜の所有者の責務の徹底 飼養衛生管理マニュアルの従事者等への周知徹底 衛生管理区域の適切な設定 記録の作成及び保管 処理済みの飼料の利用 衛生管理区域への野生動物の侵入防止 畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒 	地域：県内一円 時期：通年	資料送付、巡回時等の確認、指導

	<ul style="list-style-type: none"> ・畜舎内で使用する器具の消毒 ・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報 		
家きん ※	<ul style="list-style-type: none"> ・家きんの所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な設定 ・記録の作成及び保管 ・衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 ・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報 	地域：県内一円 時期：通年	資料送付、巡回時等の確認、指導
馬	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な設定 ・記録の作成及び保管 ・器具の定期的な清掃又は消毒等 	地域：県内一円 時期：通年	資料送付、巡回時等の確認、指導

※家きん：鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

2 各年度の優先事項等

(1) 令和3(2021)年度 優先事項等

ア 野生いのししにおいて、豚熱の感染地域が拡大し、養豚場での発生リスクが高い状況にあることから、豚及びいのししを飼養する農場を優先的に指導する。

イ 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザは、流行が季節的であるものの、野鳥によって国内にウイルスが持ち込まれることから、家きん飼養農場も優先的に指導する。特に、野鳥の飛来する湖沼近隣の農場については、リスクの高い農場としてきめ細やかな指導を行う。

ウ 大規模農場において、畜舎毎に担当の飼養衛生管理者を配置するよう指導する。

(1人で複数の畜舎を管理する場合の1人あたりの管理上限は、牛200頭、豚3,000頭、鶏10万羽とする)

エ 大規模農場(当面、採卵鶏50万羽以上の農場が対象)において、特定家畜伝染病発生時の対応計画を策定する。

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
牛等	<ul style="list-style-type: none"> 飼養衛生管理マニュアルの作成 放牧制限の準備措置 	地域：県内一円	<ul style="list-style-type: none"> 新たに整備が必要な内容であるため 	通年
豚等	<ul style="list-style-type: none"> 飼養衛生管理マニュアルの従事者等への周知徹底 豚舎毎の衣服及び長靴の交換、手指消毒 豚舎毎の衣服及び長靴の交換前後の交差汚染防止 衛生管理区域への野生動物の侵入防止 	地域：県内一円	<ul style="list-style-type: none"> 令和3(2021)年4月に整備された内容の周知状況を確認するため 野生いのししからの豚熱ウイルスの侵入防止を図るため 	通年 通年

<p>家きん※</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理マニュアルの作成（図示や多言語化で全従業員が理解できる表示形式、手順の周知方法や事後確認のための記録方法等の規定、ウィンドレス家きん舎におけるベルト通過口等への野生動物侵入を防止するカバーやシャッター等の設置、それらの日常点検方法・体制の記載） ・基準に沿った早期通報の実践 ・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ・家きん舎の数に応じた手指消毒設備の設置、若しくは家きん舎の数に応じた手袋・長靴の用意と、それらの更衣の際に交差汚染を防ぐ手順の実践 ・家きん舎周辺の整理・整頓 	<p>地域：県内一円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに整備が必要な内容であるため ・渡り鳥の飛来シーズン前に高病原性及び低病原性鳥インフルエンザウイルスの侵入防止を図るため。 	<p>通年</p> <p>4月～10月</p>
-------------	--	----------------	---	-------------------------

※家きん：鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

(2) 令和4(2022)年度 優先事項等

2年目以降は、1年目で実施する豚及びいのししを飼養する農場、家きん飼養農場への指導を引き続き実施するとともに、乳用牛及び肉用牛の大規模農場及び指導を要する農場への指導を強化していく。

採卵鶏及び豚の大規模農場（採卵鶏20万羽以上、豚1万頭以上）において、特定家畜伝染病発生時の対応計画を策定する。

- ・採卵鶏20万羽以上の農場（令和4年10月までに）
- ・豚1万頭以上の農場（令和5年4月までに）

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
牛等	・飼養衛生管理マニュアルの従事者等への周知徹底	地域：県内一円	・令和4(2022)年2月に整備された内容の周知状況を確認するため	通年
豚等	・衛生管理区域への野生動物の侵入防止	地域：県内一円	・野生いのししからの豚熱ウイルスの侵入防止を図るため	通年
家きん ※	・飼養衛生管理マニュアルの従事者等への周知徹底 ・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	地域：県内一円	・令和4(2022)年2月に整備された内容の周知状況を確認するため ・渡り鳥の飛来シーズン前に高病原性及び低病原性鳥インフルエンザウイルスの侵入防止を図るため	通年 4月～10月

※家きん：鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

(3) 令和5(2023)年度 優先事項等

3年目以降は、これまで実施してきた豚及びいのししを飼養する農場、家きん飼養農場、乳用牛及び肉用牛の大規模農場への指導内容を、中小規模の牛飼養農場並びに山羊・めん羊・馬飼養農場へも拡大し、平準的に指導を行う。

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
牛等	・飼養衛生管理マニュアルの従事者等への周知徹底	地域：県内一円	・令和4(2022)年2月に整備された内容の周知状況を確認するため	通年
豚等	・衛生管理区域への野生動物の侵入防止	地域：県内一円	・野生いのししからの豚熱ウイルスの侵入防止を図るため	通年
家きん ※	・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	地域：県内一円	・渡り鳥の飛来シーズン前に高病原性及び低病原性鳥インフルエンザウイルスの侵入防止を図るため	4月～10月
馬	・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底	地域：県内一円	・飼養衛生管理に関する作業手順を明確化するため。	通年

※家きん：鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

第2節 第1節以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

下記の事項に留意し、関係者と連携して周知、指導等を行う。

- 1 飼養衛生管理基準が定められた家畜の種類ごとに、主要な伝染性疾病に関し、その病原体の伝播経路及び家畜の病態等について、市町、関連事業者、生産者団体及び獣医師等と連携して周知を図る。
- 2 家畜の伝染性疾病の発生等により、飼養衛生管理基準に規定する内容以外の飼養衛生管理上の措置が必要となった場合には、家畜の所有者等に対し、その必要となった措置を講ずるよう指導を行う。
- 3 家畜の所有者等に対し、メールアドレスの取得並びにインターネットの接続環境及び閲覧機器の確保を促し、国及び県から発信される家畜防疫に関する情報を適時把握できる環境を整備するよう指導する。
- 4 家畜の所有者等に対し、野生動物が家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているものとして農林水産大臣が指定する地域において講ずることが必要となる追加措置について、平常時から、各農場で取るべき対応を想定し、訓練するよう指導する。
- 5 家畜の伝染性疾病の発生に備え、家畜の所有者に対し埋却地や焼却施設の確保、事前の住民説明など、発生時に備えた対応を徹底するよう指導する。また、埋却地確保に当たっては、適地性に留意するよう指導する。

第四章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

第1節 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

1 基本方針

県は、国、市町、獣医師会、農業共済組合等の関係団体、関連事業者等と連携して、家畜の所有者並びに生産者団体及び自衛防疫団体による以下の取組に対し、助言や支援を行い、家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止に係る自主的な取り組みを促す。

- ・ 飼養衛生管理基準の内容や指導事項に関する情報共有
- ・ 飼養衛生管理に係るマニュアルの策定
- ・ 効果的な飼養衛生管理に関する研修
- ・ 先進的な畜産経営における衛生管理の取組状況の情報共有
- ・ 補助事業に関する情報の共有
- ・ 防疫資材の共同購入・備蓄
- ・ 一斉消毒の共同実施
- ・ その他、飼養衛生管理向上に係る事項

2 県による支援

県は、家畜の所有者、生産者団体及び自衛防疫団体に対して有益な技術的助言等が行えるよう国内外の家畜の伝染性疾患の発生状況、最新の科学的知見や疫学情報等の収集に努め、生産者団体が開催する飼養衛生管理の向上に係る研修会又は講習会への講師派遣等により情報共有に努める。

3 野生動物対策に係る協力体制

県は、野生動物に由来する家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止のため、平時から市町、猟友会と連携して野生動物の検査体制を維持するとともに、狩猟者等に対して、捕獲作業時における人、器具、車両の消毒等の衛生対策について理解醸成を図る。

第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

第1節 都道府県の体制整備

1 家畜防疫員の確保及び育成

(1) 家畜防疫員の確保

ア 令和3(2021)年4月現在、県内の家畜防疫員は県職員 70 名、民間獣医師 61 名の計 131 名を任命している(詳細は下表のとおり)。

県職員	民間獣医師			計
	個人開業	団体所属	企業所属	
70	61	32	23	131

イ 近年、県職員獣医師の採用については、募集人員を満たせない状況であることから、獣医系大学に対しては、引き続きインターンシップ等を活用した家畜保健衛生所等での臨床実習を積極的に働きかけるとともに、農政部職員の業務 PR 動画などを活用して就業誘導を図る。

また、公衆衛生分野の獣医師や民間獣医師等による家畜防疫員としての防疫活動への協力体制や診療施設間の連絡・応援体制について、関係者と連携を図る。

(2) 家畜防疫員としてのスキルアップ

国が主催する研修会等への参加や、県が開催する発生農場への派遣経験者による研修会等により情報共有と資質向上に努める。

また、日頃の立入検査等により、県内農場の飼養状況や疫学情報の把握に努めるとともに、効果的な指導ができるよう、家畜伝染病の発生事例における疫学調査報告等をもとに各疾病の発生要因の分析や、飼養衛生管理基準の遵守指導に際して対応困難であった事例の確認に努める。

第2節 飼養衛生管理者の選任、研修等

1 飼養衛生管理者の選任に関する方針

(1) 飼養衛生管理者は、家畜又は家きんを飼養する農場において、現に飼養管理をする者のうち当該衛生管理区域に出入りする者(従事者など)とし、家畜の所有者が選任する。

(2) 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、当該家畜の飼養に係る衛生管理を適切に行うため、飼養衛生管理者の選任に当たり次のことに留意する。

ア 衛生管理区域ごとに、その衛生管理区域の管理経験や知識、管理指導の能力が豊富な者を選任すること。

イ 衛生管理区域ごとに、それぞれ別の飼養衛生管理者を選任すること。ただし、衛生管理区域が隣接している場合や、その経営形態の性質から複数の衛生管理区域を一人で管理したとしても、飼養衛生管理基準や適切な防疫手法の共有をはじめとした業務

の実施に支障がない場合には、この限りではない。

ウ 大規模農場においては、畜舎毎に飼養衛生管理者を配置すること。一方、複数の衛生管理区域が一体的に管理されており、適正な衛生管理の実施に支障がない場合は、飼養衛生管理基準に定められた管理できる頭数の範囲内に限り、同じ者を選任することも可能。

(3) 家畜の所有者は、飼養衛生管理者の変更等があった場合には、当該飼養衛生管理者の氏名、住所、電話番号及びメールアドレスを速やかに管轄家畜保健衛生所へ電話、FAX又はメールにて報告する。

2 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

(1) 県は、飼養衛生管理者がその業務を行うために必要な知識・技術の習得・向上を図ることができるよう、原則として、毎年1回以上研修の機会を提供する。なお、提供方法は、家畜保健衛生所が開催する研修会の他、生産者団体や自衛防疫組織が開催する研修会等への講師派遣、資料の提供等、地域の実状を踏まえて有効な方法を選択する。

(2) 研修会の内容

- ・海外及び国内（特に栃木県）における家畜の伝染性疾病の発生状況
- ・飼養衛生管理基準の内容及び同基準を遵守するための具体的な措置の内容
- ・県の指導計画の内容
- ・その他必要な知識・技術の習得・向上に資する事項

3 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

(1) 飼養衛生管理者に対する県からの情報は、各家畜保健衛生所を通して FAX、メール又はホームページ等で適宜発信する。

(2) 外国人従業員向けの情報提供方法は、外国人労働者を雇用する農場側が言語によるコミュニケーションに配慮して周知を図る。

第3節 その他指導等の実施体制に関する事項

1 年間指導スケジュール

(1) 飼養衛生管理基準の遵守状況を確認・指導するための法第 51 条に基づく立入検査の頻度は、原則、牛及び馬飼養農場は指導計画期間の3年間に少なくとも1回とする。ただし、直近の調査で不遵守を認めている農場は、少なくとも2年に1回とする。

豚飼養農場は少なくとも1年に1回とする。

家きん飼養農場のうち、100羽以上（だちょうにあっては10羽以上）の農場は少なくとも1年に1回、100羽未満（だちょうにあっては10羽未満）の農場は少なくとも3年に1回とする。ただし、100羽未満の農場のうち、直近の調査で不遵守を認めている農場は少なくとも1年に1回とする。

畜種	直近の調査で不遵守を認めている農場	左記以外の農場
牛等	少なくとも2年に1回	少なくとも3年に1回
豚等	少なくとも年1回	同左
家きん[100羽以上 (だちょうにあっては10羽以上)]	少なくとも年1回	同左
家きん[100羽未満 (だちょうにあっては10羽未満)]	少なくとも年1回	少なくとも3年に1回
馬	少なくとも2年に1回	少なくとも3年に1回

- (2) (1)の立入検査の完了期限は、家きん飼養農場（100羽以上（だちょうにあっては10羽以上）飼養する農場）は10月末まで、豚等飼養農場は12月まで、牛等飼養農場は翌年2月末までとする。ただし、完了期限以降も指導を要する場合は、随時立入検査による指導を継続する。

(別添2「年間指導スケジュール」参照)

2 飼養衛生管理基準の遵守に係る指導と改善状況の確認等

家畜防疫員による指導に基づく改善措置が適切に行われるよう、改善指導は家畜伝染病予防法施行規則第21条の8第2項に準じて期限を定めて改善措置を求めることとし、正当な理由なく改善措置が講じられない又は改善が不十分な場合は、飼養衛生管理基準の遵守に係る指導要綱（栃木県農政部、最終改正令和3(2021)年1月28日）で定める手続きに従い、勧告、命令等の処分を行う。

なお、改善指導にあたっては、他の農場での取組事例を紹介する等、具体的な改善方法を提示しながら、実効性のある改善措置を講じられるよう指導する。

3 命令違反者への対応

- (1) 知事は、法第12条の6の第2項の規定による命令を行ったときは、管轄家畜保健衛生所長に当該命令に係る改善措置の状況を確認させる。
- (2) 管轄家畜保健衛生所長は、上記確認の結果、正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者により命令に係る改善がなされていないときは、その事実を知事に報告する。
- (3) 知事は、命令を受けた所有者が、正当な理由がなく命令に違反したと認める場合には、県警察本部に通報又は刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づき告発するとともに、ア

～エの内容について県ホームページに公表する。

ア 命令を受けた者の名称及び氏名

イ 命令を受けた農場の所在地

ウ 命令内容

エ 根拠法令等の条項

第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

第1節 協議会等の活用と相互連携に関する方針

協議会等の種類	構成	設置時期	事務局	主な協議内容
各家畜保健衛生所畜産担当者会議	市町、農業協同組合、酪農業協同組合、栃木県農業共済組合、(公社)栃木県畜産協会、(公社)栃木県獣医師会、全国農業協同組合連合会栃木県本部(県央家保のみ)、(一社)栃木県配合飼料価格安定基金協会(県央家保のみ)、農業振興事務所、家畜保健衛生所	既設	家畜保健衛生所	(1) 平常時 全国及び地域サーベイランス等家畜保健衛生所の事業計画の共有、飼養衛生管理に関する情報共有、所有者向けの研修会・説明会の開催、 (2) 家畜伝染病発生時 発生情報の共有、まん延防止対策、経営再開支援対策に関する情報共有等
栃木県CSF感染拡大防止対策協議会	国(関東農政局栃木県拠点)、市町、(一社)栃木県猟友会、(公社)栃木県畜産協会、(公社)栃木県獣医師会、全国農業協同組合連合会栃木県本部、栃木県養豚協会、栃木県養豚経営者会議、栃木県漁業協同組合連合会、県関係課、農業振興事務所、家畜保健衛生所	既設	畜産振興課	(1) 平常時 野生いのししへの豚熱経口ワクチン散布、養豚場への豚熱侵入防止対策、その他豚熱に関する情報共有 (2) 家畜伝染病発生時 同上
鳥インフルエンザ、口蹄疫等現地連絡会議	市町、警察署、消防署、農業協同組合、酪農業協同組合、栃木県農業共済組合、栃木県建設業協会、健康福祉センター、環境森林事務所、土木事務所、農業振興事務所、家畜保健衛生所	既設	農業振興事務所	(1) 平常時 特定家畜伝染病発生時の防疫措置、人員及び資材等の確保、発生状況等に関する等 (2) 家畜伝染病発生時 人員及び資材の融通、防疫措置の実施に係る相互連携、まん延防止対策、経営再開支援対策に関する情報共有等

第2節 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

- 1 県は、豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫、牛痘並びに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ等の重大な家畜伝染性疾病が家畜において発生し又は野生動物において確認された場合には、特定家畜伝染病防疫指針に基づき、適切に浸潤状況を確認するための検査を実施するとともに、当該疾病の発生又は確認に伴い設定される制限区域内の農場を中心に、飼養衛生管理基準の遵守状況について速やかに緊急点検を実施する。
 - (1) 制限区域内の農場のリストアップ
家畜防疫マップシステムを活用して、当該疾病で設定される制限区域内の農場をリストアップする。
 - (2) 周辺農場の状況把握
発生農場周辺の農場の定期報告書及び直近の農場立入検査結果を確認の上、家畜の飼養頭数の状況、埋却地の確保状況等を把握する。
 - (3) 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認
直近の立入検査時に記録した、飼養衛生管理基準遵守状況チェック表を確認する。
- 2 緊急点検の実施に際し、県は、現に近隣で疾病が発生していること及び既に病原体が農場内に侵入している可能性があることを踏まえ、飼養衛生管理基準のうち、特に「Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止」及び「Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止」が確実に実施されていることを確認し、実施が不十分と考えられる場合には、飼養衛生管理指導等指針の第2章の第3節の(2)により、法第34条の2に基づき緊急の勧告又は命令を行う。
- 3 県は、発生農場周辺の家畜の飼養農場において特定症状が確認された場合に早期通報が円滑かつ確実に行われるよう、疾病の発生状況、通報先、通報が必要となる症状等について周知する。

第3節 畜産業以外の目的で家畜を飼養する者への対応に関する方針

- 1 家畜の用途にかかわらず、政令で規定された家畜を所有している者は、飼養衛生管理基準を遵守する義務があることから、観光牧場、動物園、愛玩動物飼育場等、畜産業以外の目的で飼養される家畜の飼養場所についても、家畜の種類に関係なく、少なくとも3年間に1回は立入検査による指導を行う。
- 2 立入検査において、県は、それぞれの場所における飼養環境・飼養形態の特徴、人及び野生動物との接触の機会等を考慮の上、衛生管理区域の適切な設置、重点的に消毒を強化するポイント等の飼養衛生管理上の留意点について明示的に指導等を行う。
また、動物園等を対象に指導等を行う場合には、農政部局以外の関係部局に飼養衛生管理基準の遵守の重要性を説明した上で、適切に連携して行う。

令和3(2021)年度 サーベイランススケジュール

家畜区分	対象疾病名	目的	実施方法			
			地域	期間	検査対象	方法
牛	口蹄疫	発生予防	県内全域	年間	飼養されている全ての牛	飼養衛生管理基準遵守指導時に臨床検査を実施
牛	ヨーネ病	発生予防	県内全域	年間	乳用及び肉用繁殖雌牛、放牧予定の乳用牛	5年間で県内全域の発生状況を把握するため、法第5条に基づく発生予防の検査及び「牛のヨーネ病防疫対策要領」に基づくまん延防止のための検査規則別表1に基づく、抗体検査及びPCR検査を実施
牛	牛伝染性リンパ腫	発生予防	県内全域	年間	清浄化対策取組農場で飼養されている牛、放牧牛予定牛及び放牧牛	「牛白血病に関する衛生対策ガイドライン」に基づき、抗体検査及びPCR検査を実施
牛	牛ウイルス性下痢	発生予防	県内全域	年間	乳用及び肉用繁殖雌牛、放牧予定の乳用牛	発生農場の清浄性確認検査、ヨーネ病検査の残余血清やバルク乳を活用した浸潤状況の把握について、抗体検査又はPCR検査を実施
牛	アカバネ病	発生予察	県内全域	6～11月	未越夏牛（前年11月から当年4月までに生まれたもの）又は当年4月末時点での抗体陰性牛で、サーベイランス通知に基づき選定した牛	牛のアルボウイルス感染症サーベイランス実施要領に基づき抗体検査を実施
牛	サルモネラ症	発生予防	県内全域	年間	発生農場に飼養されている牛	病性鑑定検査、清浄性確認検査による
牛	ブルセラ症及び結核	発生予防	県内全域	年間	清浄性維持サーベイランス対象牛	牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領に基づき抗体検査を実施
牛	炭疽	発生予防	県内全域	年間	病性鑑定牛	病性鑑定指針による
牛	ピロプラズマ症	発生予防	県内全域	年間	放牧予定牛及び放牧牛	同上
牛	牛肺虫症	発生予防	県内全域	6～11月	放牧牛	同上
牛	伝達性海綿状脳症	発生予防	県内全域	年間	48か月齢以上の起立不能牛及び96か月齢以上の死亡牛	家畜伝染病予防法規則別表第1及び牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく検査を実施

家畜区分	対象疾病名	目的	実施方法			
			地域	期間	検査対象	方法
めん羊、山羊及び鹿	伝達性海綿状脳症	発生予防	県内全域	年間	12か月齢以上(推定月齢を含む)の死亡畜	家畜伝染病予防法規則別表第1及び伝達性海綿状脳症(TSE)検査対応マニュアルに基づく検査
豚	豚熱	発生予防	県内全域	年間	県内に飼養されている豚等並びに捕獲及び死亡いのしし	「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」及びサーベイランス通知に基づき、抗体検査及びPCR検査を実施
豚	アフリカ豚熱	発生予防	県内全域	年間	県内に飼養されている豚等並びに捕獲及び死亡したいのしし	「アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」及びサーベイランス通知に基づき、解剖検査及びPCR検査を実施
豚	オーエスキー病	発生予防	県内全域	年間	県内の飼養豚	「オーエスキー病防疫対策要領」及びサーベイランス通知に基づき、抗体検査を実施
豚	豚繁殖・呼吸障害症候群	発生予防	県内全域	年間	県内の飼養豚	豚熱免疫付与状況確認検査残余血清等を活用した抗体検査、清浄化対策農場におけるPCR検査を実施
豚	豚流行性下痢	発生予防	県内全域	年間	県内の飼養豚	豚熱免疫付与状況確認検査残余血清等を活用した抗体検査を実施
豚	豚伝染性胃腸炎	発生予防	県内全域	年間	県内の飼養豚	豚熱免疫付与状況確認検査残余血清等を活用した抗体検査を実施
豚	豚胸膜肺炎	発生予防	県内全域	年間	県内の飼養豚	豚熱免疫付与状況確認検査残余血清等を活用した抗体検査を実施
豚	豚マイコプラズマ症	発生予防	県内全域	年間	県内の飼養豚	豚熱免疫付与状況確認検査残余血清等を活用した抗体検査を実施
鶏	高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ	発生予察	県内全域	年間	「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」(以下「鳥フル指針」という。)に基づき選定した家きん	鳥フル指針に基づく検査を実施
鶏	ニューカッスル病	発生予防	県内全域	年間	県内の飼養家きん	高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ検査の残余血清を用いた抗体検査

家畜 区分	対象疾 病名	目的	実施方法			
			地域	期間	検査対象	方法
鶏	家きん マイコ プラズ マ症	発生予防	県内 全域	年間	県内の飼養家き ん	高病原性及び低病原性鳥インフ ルエンザ検査の残余血清を用い た抗体検査
蜜蜂	腐蛆病	発生予防	県内 全域	年間	養蜂振興法に基 づく届出者及び 施設園芸養蜂群	養蜂振興法に基づく届出者につ いては法第5条、施設園芸養蜂群 については法第51条に基づく検 査を実施

